

Ⅲ 府民所得および府民可処分所得の分配

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
1 就 業 者 数 (1) 個 人 業 主 数 (二重雇用調整前)	1. 産業ごとに算出 (1) 農業、林業、水産業、鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、サービス業 ① 国勢調査実施年度＝「雇人のある業主」＋「雇人のない業主」＋「家庭内職者」 ② 「①」以外の年度 ア 補間 国勢調査間の人数の差を幾何平均する イ 補外 補間時に幾何平均し、算出した率を前年度の数に乗じる	国勢調査（総務省）
(2) 家 族 従 業 者 数 (二重雇用調整前)	1. 産業ごとに算出 (1) 産業種別（「(1)個人業主数」に同じ） ① 国勢調査実施年度＝「家族従業者数」 ② 「①」以外の年度（「(1)個人業主数」に同じ）	国勢調査（総務省）
(3) 雇 用 者 数 (二重雇用調整前)	1. 産業ごとに算出 (1) 農業、林業、水産業、鉱業 ① 国勢調査実施年度＝「雇用者数」 ② 「①」以外の年度（「(1)個人業主数」に同じ） (2) 建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業 ① 国勢調査実施年度＝「雇用者数」 ② 「①」以外の年度 補間及び補外 国勢調査をベンチマークとし毎月勤労統計調査雇用指数5人以上で補間・補外 (3) 公務 ① 国勢調査実施年度＝雇用者数 ② 「①」以外の年度 補間及び補外 国勢調査をベンチマークとし国民経済計算の公務雇用者数を指数化したもので補間及び補外	国勢調査（総務省） 毎月勤労統計（府統計課） 国民経済計算年報（内閣府）
(4) 役 員 数 (二重雇用調整前)	1. 産業ごとに算出 (1) 農業、林業、水産業、鉱業 ① 国勢調査実施年度＝「役員数」 ② 「①」以外の年度（「(1)個人業主数」に同じ） (2) 建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業 ① 国勢調査実施年度＝「役員数」 ② 「①」以外の年度 ア 補間 国勢調査間の人数の差を幾何平均する イ 補外 前年度の数×（当年の常用雇用指数÷前年の常用雇用指数）	国勢調査（総務省） 毎月勤労統計（府統計課）
(5) 常用雇用と日雇の分離 (二重雇用調整前)	1. 産業ごとに算出（全産業） (1) 日雇労働者数＝雇用者数×〔（臨時・日雇）÷（常雇＋臨時・日雇）〕 (2) 常用雇用者数＝雇用者数－日雇労働者数	経済センサス、事業所・企業統計（総務省）
(6) 府内（府民）転換比率	1. 府内転換比率＝府内就業者数÷府民就業者数 2. 府民転換比率＝府民就業者数÷府内就業者数	国勢調査（総務省）
(7) 常用雇用者数・役員数 (二重雇用調整済)	1. 産業ごとに算出（農林水産業と公務は除く） (1) 調整済常用雇用者数＝二重雇用比率（国値）×常用雇用者数 (2) 調整済役員数＝二重雇用比率（国値）×役員数	関係指標

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
(8) 常勤役員 と非常勤役員の分離 (二重雇用調整済)	1. 調整済常勤役員数＝調整済役員数×常勤役員比率 2. 調整済非常勤役員数＝調整済役員数－調整済常勤役員数 3. 常勤役員を含む調整済常用雇用者数	関係指標
(9) 調整済常用雇用者数 30人以上と29人以下 規模の分離	1. 30人以上規模の調整済常用雇用者数＝(1)×(2) (1) 30人以上規模の比率＝30人以上規模事業所従業者内の常用雇用者÷ 全規模事業所従業者内の常用雇用者 (2) 常勤役員を含む調整済常用雇用者数 2. 29人以下規模の調整済常用雇用者数 ＝常勤役員を含む調整済常用雇用者数－30人以上規模の調整済常用雇用者数	経済センサス、事業所・ 企業統計(総務省)
2 府民雇用者報酬 現金現物給与 (1) 農 業	1. 府民雇用者報酬＝(1)＋(2)＋(3) (1) 農家所得＝一戸当たり雇用労賃×農家戸数 (2) 農業事業体労賃＝法人事業体数×事業体当たり雇用労賃 (3) 有給家族従業者分雇用者報酬＝(家族従業者数×有給割合÷一戸当たり就業者数) ×一戸当たり雇用労賃	大阪農林水産統計年報 (大阪農林統計協会) 農林水産省統計表 関係指標 直接照会
(2) 林 業	1. 府民雇用者報酬＝(1)＋(2)＋(3) (1) 民有林分＝府内純生産(個人所有面積分)×人件費率 (2) 国有林分＝府内純生産の人件費×府民転換比率 (3) 有給家族従業者分雇用者報酬(「農業」参照)	農林業センサス 関係指標 財政状況調査(府統計課)
(3) 水 産 業	1. 府民雇用者報酬＝(1)＋(2) (1) 漁業経営体労賃＝漁業経営体数×一経営体当たりの雇用労賃 (2) 有給家族従業者分雇用者報酬(「農業」参照)	大阪農林水産統計年報 (大阪農林統計協会) 農林水産省統計表 関係指標
(4) その 他 の 産 業	「鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、 電気・ガス・水道業、サービス業」の各産業ごとに算出 1. 各産業の府民雇用者報酬(公務以外)＝(1)－(2)＋(3)＋(4) (1) 常勤役員を含む常用雇用者の現金現物給与＝①＋② ① 30人以上規模の現金・現物給与＝ア×イ ア 一人当たり現金・現物給与 ＝一人当たり現金給与＋(一人当たり現金給与×現物給与比率) イ 常勤役員を含む常用雇用者数 ② 29人以下規模の現金・現物給与＝ア×イ ア 一人当たり現金・現物給与＝30人以上規模の一人当たり現金・現物給与 ×29人以下規模と30人以上規模の格差 イ 常勤役員を含む常用雇用者数 (2) 常勤役員の現金・現物給与＝①×② ① 常勤役員一人当たり現金・現物給与 ＝常勤役員を含む常用雇用者の現金・現物給与 ÷常勤役員を含む二重雇用調整済常用雇用者数×常勤役員・常用雇用者の格差 ② 二重雇用調整済常勤役員数 (3) 日雇所得額＝①×②×③ ① 日雇労働者一人一日平均賃金 ② 年間就業日数＝就労延人数÷就労実人員×12カ月 ③ 日雇労働者数 (4) 有給家族従業者の雇用者報酬＝家族従業者数×有給家族従業者の割合 ×29人以下規模の一人当たり現金現物給与	関係指標 税務統計から見た民間給与 の実態(国税庁) 屋外労働者職種別賃金調査 (厚生労働省) 毎月勤労統計(府統計課) 賃金構造基本調査 (厚生労働省) 直接照会

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
(5) 公 務	<p>公務の府民雇用者報酬＝(1)＋(2)</p> <p>(1) 現金・現物給与＝①＋②＋③ それぞれ生産系列より 公務のみの人件費を産出 (政府サービス生産者人件費－教育・学術分－下水道分) × 民転換係数 ① 国出先機関分 ②大阪府分 ③市町村分</p> <p>(2) 日雇所得額＝非常勤職員賃金単価×年間就業日数×日雇労働者数</p>	生産系列より
(6) 役員給与手当	<p>役員給与手当＝(1)×(2)</p> <p>(1) 役員一人当たり現金現物給与＝常勤役員を含む常用雇用者の現金・現物給与 ÷ 常勤役員を含む二重雇用調整済常用雇用者数 × 役員・常用雇用者の格差</p> <p>(2) 二重雇用調整済役員数</p>	財政状況調査(府統計課) 地方財政状況調査 (府財政課) 市町村普通会計決算状況調 (自治大阪)
(7) 議員歳費委員手当	<p>議員報酬手当＋委員等報酬</p>	関係指標
(8) 給与住宅差額家賃	<p>給与住宅差額家賃＝((1)－(2))×(3)×12ヵ月</p> <p>(1) 市中平均家賃(1ヵ月1㎡当たり)＝住宅賃貸産業の市中平均家賃参照</p> <p>(2) 給与住宅市中平均家賃(1ヵ月1㎡当たり) ① 住宅統計調査実施年度＝給与住宅1畳当たり家賃×給与住宅1戸当たり畳数 ÷ 1給与住宅当たり延べ面積 ② 住宅統計調査実施年以外(補間・補外) 住宅土地統計調査をベンチマークとし、消費者物価指数で補間及び補外</p> <p>(3) 給与住宅総床面積 ① 住宅統計調査実施年＝ア×イ×ウ ア 1給与住宅当たり延べ面積 ＝居住専用住宅・居住産業併用住宅別に算出し合算する イ 修正率＝(1給与住宅当たり畳数(居住産業併用住宅) × 1給与住宅当たり延べ面積(居住専用住宅)) ÷ (1給与住宅当たり畳数(居住専用住宅) × 1給与住宅当たり延べ面積(居住産業併用住宅)) ウ 給与住宅数 ② 住宅統計調査実施年以外(補間・補外) ・ 幾何平均による直線補間 ・ 直近の5年間の補間率による補外</p>	住宅・土地統計調査 (総務省) 消費者物価指数年報 (総務省) 建築統計年報(国土交通省)
(9) 雇主の現実社会負担	<p>雇主の現実社会負担＝(1)＋(2)</p> <p>(1) 強制的現実社会負担 厚生保険、労働保険、船員保険、国家共済組合、地方共済組合、その他団体共済組 合、組合管掌保険、児童手当、社会保障基金について、収納済額等を計上</p> <p>(2) 自発的現実社会負担 厚生年金基金、適格退職年金、勤労者退職金共済機構、中小企業総合事業団につい て、掛け金収納済み額(事業主負担)を計上</p>	財政状況調査(府統計課) 直接照会 関係指標
(10) 雇主の帰属社会負担	<p>雇主の帰属社会負担＝(1)＋(2)＋(3)</p> <p>(1) 退職一時金＝{(大阪国税局管内退職所得支払金額×退職所得対管内比) －退職給付金(勤労者退職金共済機構)} ÷ 府内転換計数</p> <p>(2) 公務災害補償＝国・府・市町村別に該当項目を加算する</p> <p>(3) その他(公務以外の各産業別に算出) ＝各産業の雇用者報酬×(その他/現金給与の国の割合)</p>	

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
3 財産所得（支払） (1) 一般政府	1. 支払利子（制度部門別所得支出勘定を参照） 2. 支払賃貸料（制度部門別所得支出勘定を参照）	
(2) 家計	1. 消費者負債利子＝(1)＋(2)＋(3) (1) 全国銀行＝全国の数値×業種別貸出残高個人向け運転資金対全国比 (2) 生命保険会社＝全国の数値×個人保険と団体保険の保有契約高対全国比 (3) その他＝全国の数値×業種別貸出残高個人向け運転資金対全国比 2. 支払賃貸料（制度部門別所得支出勘定を参照）	関係指標
(3) 対家計民間非営利団体	1. 支払利子＝全国の数値×(対家計民間非営利団体従業者数:大阪府÷全国)	経済センサス、事業所・企業統計(総務省)
4 財産所得（受取） (1) 一般政府	1. 受取利子（制度部門別所得支出勘定を参照） 2. 法人企業の分配所得（制度部門別所得支出勘定を参照） 3. 保険契約者に帰属する財産所得（制度部門別所得支出勘定を参照） 4. 受取賃貸料（制度部門別所得支出勘定を参照）	関係指標
(2) 家計	1. 預貯金利子＝(1)＋(2) (1) 一般預貯金利子 全国の数値×(機関別個人預貯金残高:大阪府÷全国) (2) 社内預金利子＝全国の数値×(全国銀行個人預貯金残高:大阪府÷全国) 2. 有価証券利子＝(1)＋(2) (1) 有価証券利子＝年度平均現在高×申告所得の利子所得対全国比×個人割合×利回り (2) 金融債利子＝全国の数値×12月末現在一般預金残高対全国比×金融債の個人割合 3. 分配所得＝(1)＋(2) (1) 配当金＝全国の数値×(配当所得源泉徴収税額:大阪府÷全国) (2) 役員賞与＝全国の数値×(有給役員数:大阪府÷全国) 4. 保険契約者に帰属する財産所得＝(1)＋(2)＋(3)＋(4) (1) 生命保険＝全国の数値(財産帰属収益＋保険契約者配当) ×(民間生命保険年度末保有契約金額(個人+団体):大阪府÷全国) (2) 簡易生命保険(郵便年金を含む)＝全国の数値(財産帰属収益＋保険契約者配当) ×(簡易生命保険保有契約保険料額+年金額:大阪府÷全国) (3) 非生命保険＝全国の数値(火災・自動車・自賠責:帰属収益＋保険契約者配当) ×(対全国比) 制度部門分割し家計分だけ計上 (4) 年金基金＝全国の数値(帰属収益＋保険契約者配当)×(対全国比) 5. 賃貸料＝家計の支払純賃貸料(大阪府) ×(全国:家計の受取純賃貸料÷全国:家計の支払純賃貸料) 6. 特許使用料	金融広報中央委員会HP 金融経済統計月報 日本銀行統計(季刊) (日本銀行) 地方債月報 生命保険協会HP 損害保険料率算出機構HP 国税庁統計年報書 経済センサス、事業所・企業統計(総務省) 郵政行政統計データ (簡易保険編) かんぼ生命HP 関係指標 直接照会
(3) 対家計民間非営利団体	1. 対家計民間非営利団体の財産所得＝(1)＋(2)＋(3)＋(4) (1) 利子所得＝全国の数値×(対家計民間非営利団体従業者数:大阪府÷全国) (2) 法人企業の分配所得＝全国の数値×(対家計民間非営利団体従業者数:大阪府÷全国) (3) 保険契約者に帰属する財産所得 ＝全国の数値(非生命保険帰属収益＋保険契約者配当)×保険料対全国比 (4) 賃貸料所得＝全国の数値×(対家計民間非営利団体従業者数:大阪府÷全国)	関係指標 経済センサス、事業所・企業統計(総務省)

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
<p>5 企 業 所 得</p> <p>(1) 民間法人企業</p>	<p>1. 民間法人企業所得 (法人企業の分配所得受払い前所得)</p> $= ((1)+(2)+(3)) \times (4) + (5) + (6) - (7) - (8) + (9)$ <p>(1) 所得課税法人の所得(普通法人・特別法人・公益法人別に算出して合算)</p> $= \text{現事業年度の確定所得額(収入)} + \text{過事業年度の所得額(収入)}$ <p>(2) 収入金課税法人所得の算出 = $\{((1)+(2)) \times ((3) \div (4))\} + (5)$</p> <p>①大阪府本店分割法人の収入金額</p> <p>②他府県本店法人の収入金額</p> <p>③分割法人の総所得金額</p> <p>④分割法人の総収入金額</p> <p>⑤府内法人(分割法人以外)の所得額</p> <p>(3) 非課税事業法人の所得 = 非課税事業法人の所得+社会保険診療等の所得</p> <p>(4) 発生ベース転換比率</p> <p>(5) 繰越欠損金当期控除額 = 発生ベース転換後所得(所得課税法人+収入金課税法人)</p> $\times (\text{繰越欠損金当期控除額} \div \text{調査所得金額利益})$ <p>(6) 税法による所得控除額 = 発生ベース転換後所得(所得課税法人+収入金課税法人)</p> $\times (\text{価格変動準備金} \cdot \text{貸倒引当金} \cdot \text{退職給与引当金の純増加分の合計調査所得金額利益})$ <p>(7) 日本銀行企業所得 = 全国の数値 \times (法人事業税収入済額:大阪府 \div 全国)</p> <p>(8) 欠損会社欠損金 = 発生ベース転換後所得(所得課税法人+収入金課税法人)</p> $\times (\text{調査所得金額} \div \text{欠損} \div \text{利益})$ <p>(9) 寄附金</p> $= \text{大阪府民間法人企業所得(寄附金受払前)}$ $\times \{ \text{全国の寄附金} \div (\text{全国の民間法人企業所得(寄附金受払前)} - \text{全国の寄附金}) \}$ <p>2. 民間法人企業の他部門への支払い(法人企業の分配)の比率</p> $= \text{全国の民間法人企業の他部門への支払法人企業の分配(受払前-受払後)}$ $\div \text{全国の民間法人企業(法人企業の分配受払前)}$ <p>3. 民間法人企業所得 (法人企業の分配所得受払い後所得)</p> $= (\text{法人企業の分配所得受払い後所得}) - (\text{法人企業の分配所得の純支払})$ <p>4. 民間非金融機関法人企業所得と民間金融法人企業所得の分割</p> <p>法人事業税に関する調べの金融保険業構成比</p>	<p>国税庁HP</p> <p>(会社標本調査結果)</p> <p>国民経済計算年報(内閣府)</p> <p>直接照会</p> <p>関係指標</p>
<p>(2) 個人企業所得</p>	<p>1. 農業混合所得</p> $= (\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} - \text{純生産} \cdot \text{輸入品に課される税及び公課諸負担}) \times \text{農家戸数}$ <p>2. 林業混合所得 = 林業府内純生産 \times 個人業主分率</p> <p>3. 水産業混合所得 = 水産業府内純生産 - 水産業雇用者報酬</p> <p>4. 非農林水産業の混合所得(産業別に算出) = (1) \times (2) \times (3) + (4) - (5)</p> <p>(1) 全国一人企業当たりの混合所得</p> <p>(2) 全国と府の格差 = (各階層ごとの平均所得 \times 各階層ごとの業主数の合計)</p> $\div \text{各階層の業主数の合計: 大阪府} \div \text{全国}$ <p>(3) 個人業主数(内職者は除く)</p> <p>(4) 兼業混合所得</p> <p>(5) 有給家族従業者所得</p> <p>5. 内職所得(製造業・サービス業別に算出後合算) = (1) \times (2) \times (3)</p> <p>(1) 大阪府一人企業当たり営業余剰</p> <p>(2) 内職所得比率</p> <p>(3) 内職者数 = 個人業主数 \times 内職者比率(国勢調査時: 内職者数 \div 個人業主数)</p>	<p>国勢調査(総務省)</p> <p>就業構造基本調査</p> <p>直接照会</p> <p>関係指標</p>

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
(3) 公 的 企 業	<p>1. 国出先機関＝(1)＋(2)＋(3)＋(4)</p> <p>(1) 特別会計＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨</p> <p>①造幣局＝全国の数値×職員数対全国比</p> <p>②国有林野事業＝管内純損益×(国有林野面積:大阪府÷管内)</p> <p>③ゆうちょ貯金＝全国の数値×(年度末現在高:大阪府÷全国)</p> <p>④かんぽ生命＝全国の数値×(簡易保険年度末保有保険契約対全国比)</p> <p>⑤財政融資資金特別会計＝全国の数値×(郵便貯金年度末現在高＋簡易保険年度末契約保険金額＋郵便年金年度末保有契約金額:大阪府÷全国)</p> <p>⑥食料安定供給特別管理会計 営業余剰を0とする</p> <p>⑦郵政事業＝全国の数値×(郵政業務収入:大阪府÷全国)</p> <p>⑧貿易保険＝大阪支店管内経常利益×人員管内比率:大阪府÷管内</p> <p>⑨印刷局＝全国の数値×(職員数:大阪府÷全国)</p> <p>(2) 政府関係機関＝①＋②＋③</p> <p>①日本政策投資銀行＝全国の数値×(貸付残高:大阪府÷全国)</p> <p>②住宅金融支援機構＝全国の数値×(貸付残高:大阪府÷全国)</p> <p>③日本銀行＝全国の数値×(法人事業税収入済額:大阪府÷全国)</p> <p>(3) その他の政府企業＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦</p> <p>①西日本高速道路(株)＝全国の数値×(道路キロ数:大阪府÷全国)</p> <p>②阪神高速道路(株)＝全国の数値×(人員:大阪府÷管内)</p> <p>③緑資源開発公社＝全国値×職員数の対全国比)</p> <p>④水資源開発公社＝全国値×(有形固定資産残高対全国比×人件費の対全国比)^{0.5}</p> <p>⑤日本鉄道建設公団、中小企業基盤整備機構、都市再生機構 日本芸術文化振興会、農畜産業振興機構、新エネルギー開発機構、 スポーツ振興センター、日本貿易振興機構、労働者保健福祉機構、 公営企業等金融機構、日本学生支援機構、交通災害共済機構 日本政策金融公庫(国際協力銀行＋農林漁業事業)の各企業所得＝全国の数値× (法人事業税収入済額:大阪府÷全国)</p> <p>⑥日本政策金融公庫(国民生活事業＋中小企業事業)、福祉医療機構の各企業所得 ＝全国の数値×貸付残高対全国比</p> <p>⑦簡易保険福祉事業団＝全国の数値×職員数対全国比</p> <p>(4) 医療(国立病院機構大阪医療センター他) 財政状況調査より</p> <p>2. 大阪府 水道事業・工業用水道事業・住宅供給公社・府営印刷・港湾整備事業・宅地造成 事業・市場事業・病院事業等の各経常損益の合計</p> <p>3. 市町村＝(1)＋(2)</p> <p>(1) 企業会計 上水道・工業用水道・自動車運送業・高速鉄道・路面電車懸垂電車等・港湾整備事業・ 宅地造成(法適用・法非適用)・簡易水道・電気事業・有料道路事業・と畜場・観光事 業・駐車場・市場・病院事業・介護サービスの各経常損益額 大阪市立大学付属病院</p> <p>(2) 企業会計以外 収益事業(競艇・宝くじ)＝収益事業会計の実質収支額 大阪市住宅供給公社</p>	<p>日本郵政グループHP (引受内国郵便物数) (郵便貯金預払及び現在高) (簡易保険編:保険、年金) 金融経済統計月報 大阪府歳入歳出決算書 大阪市決算書 地方公営企業決算状況 (自治大阪) 地方財政状況調査 (府財政課) 財政状況調査(府統計課) 関係指標 直接照会</p>